

鼠小僧一件 釈文

①上

史料A 巻物 鼠賊実話 写一卷

異名 鼠小僧

無宿入墨

次郎吉

其方儀、十ヶ年以前未年以來、処々武家屋敷廿八ヶ所、度数三十式度、塀を乗越、又は通用門よりの紛入、長局奥向等へ忍入、錠前をこじ明、或は土蔵の戸を鋸にて挽切、金七百五十両壹分、錢七貫六百文程盜取、遺捨候後、武家屋敷へ

(以下 原文省略)

這入候得共、盜不得候處、被召捕、數ヶ所にて盗いたし候義押包、博奕數度致し候旨申立、右依科入墨の上追放相成候處、入墨を消紛、猶惡事不相止、猶又武家屋敷七十一ヶ所、度数九十度、右何れも同様の手續にて長局奥向等へ忍入、金貳千三百三十四兩貳分、錢三貫三百七拾貳文、銀四匁三分盜取、右躰御仕置に相成、前後の盜ヶ所、都合九十九ヶ所、度数百貳拾度の内、屋敷名前失念、又は不覺、金錢も不得盜も有之、凡金子三千百貳拾壹兩貳分、錢九貫貳百六十文、銀四匁三分は遺捨、其余不殘酒食遊興、又は博奕を渡世同様にいたし、在方所々にも持參、不殘遺ひ捨候始末、不届至極に付、引廻しの上、於品川獄門申付者也

天保三辰年八月十九日

①下

鼠賊実話

天保三辰五月四日夜九時頃

松平宮内小輔殿かきから町屋敷

長局へ忍び入、雨戸の錠をねぢきらんと

する所へ、女中の内、未寝者有之

せきばらひ致候へば、屋根へ上候に付、

早速主人へ申聞候處、近習の者

兩人へ申付、召捕へ可申旨、直様屋根へ

上の穿鑿致候へ共、相見へ不申、委

申候へば、又々三人へ申付、きびしく相さがし候

處、玄關破風の下へ隠れ居、夫より

処々屋根飛行致し候へば、遂に捕

はれ候由、尤住居の外、困は足輕中間

等へ申付、相固め居候由、右召捕へ候節

相糺候處、盜賊には曾て無之、姦婦

有之忍込候者の由申之、末に夜の

②上

不明内にかし呉候様相詫候へ共、きびしく

吟味致し候へば、遂に盜賊の趣

白状に及び、翌五日夕、町方へ引渡に

相成候由

近習三人姓名

朝倉梶之助 野中房藏

遠藤庄助

深川辺徘徊博奕
渡世居候由

八丁堀無宿盜賊

次郎太夫

辰三十六才

右次郎太夫義、二十七の頃より盜賊相働、屋鋪方

奥向并に長局・金蔵等へ忍入候、盜先は

加州其外諸侯へ忍入候得共、年久敷相

成候分は不分明に付、睨と相覚不申由

申立候、大名は九拾五ヶ所、右の内、三、四度も

忍入候処も有之候由、員数の義は

百三拾九ヶ所程と相覚へ候、所々にて

②下

盜金相覚口申立、右の外御旗本方は

三軒の由に申立候、忍入候所は別記の

ごとし

一 諸家方の内、紀州様、彦根様至て御

取廻り宜候て、忍入兼候由、其余は

仔細無之由申立、睨と難申上候へども

盜賊相働初より凡一万二千両程と

覚申候、右盜金、悪所・さかり場にて

遣ひ捨候事の由

天保三年壬辰五月、浜町松平宮内

少輔殿屋敷に於て、榊原主計頭

組同心大谷木七兵衛、門前捕之

趣に相成候

(中略)

右盜取候金高 〆

三千百九十九両壹分

右は荒増の所にて、猶外は

限り無之の由候

③上

史料B 鼠賊白状記次郎吉自白調書「吟味詰りの口書」

(釈文省略)

⑤下 評定所の評議 御仕置類例集

天保三辰年御渡

町奉行

榊原主計頭伺

一 異名鼠小僧事無宿入墨次郎吉盜

いたし候一件

異名

鼠小僧事

無宿入墨

次郎吉

右のもの儀、十年以前未年以來、所々武家

屋敷貳拾八ヶ所、度数三拾三度、堀を乗越、

又は通用門より紛入、長局奥向等へ忍入、

錠前を固辞明、或は土蔵の戸を、鋸にて

挽切、金七百五拾両壹分、錢七貫五百文程

盜取遣捨候後、武家屋敷へ這入候得共、

不得盜候処、被召捕、数ヶ所にて盜いたし候儀は

⑥上

押包、博奕数度致候旨申立、右依科、入墨の上、中追放相成候処、入墨を消紛、猶悪事不相止、猶又武家屋敷七拾ヶ所、度数八拾九度、右同様の手續にて長局奥向等へ忍入、金貳千三百三拾四両貳分、錢三百七拾貳文、銀四匁三分盗取、右躰御仕置に相成候前後の盜ヶ所、都合九拾八ヶ所、度数百貳拾貳度の内、屋敷名前失念、又は不覚、金錢不得盜も有之、凡金高三千百貳拾壹兩貳分、錢九貫貳百六十文、銀四匁三分の内、右金五兩、錢七百文は取捨、其余は不殘酒食遊興、又は博奕を渡世同様にいたし、在方所々へも持參、不殘遣捨候始末、不届至極に付、引廻の上、獄門

此儀、入墨を消紛し、又は博奕を

(以下評定所の評議、原文省略)

此儀、入墨を消紛し、又は博奕を渡世同様にいたし候儀も有之候得共、盗いたし候方、重もの不届に有之、右は家蔵に忍入旧悪に候とも、五度以上の度数盗いたし候もの、物不得取候とも引廻の上、死罪の御定に候処、吟味書の趣にては、堀を乗越、或は通用門より紛入、長局奥向等へ忍入候分、都合九拾八ヶ所、度数百貳拾貳度、盗取候金高凡三千百貳拾壹兩余にて、殊御三家・御三卿、重き御役人、万石以上等にて、町屋等へ立入候儀は無之由に有之、勿論御三家方等にて盗いたし候訳を以、御

仕置重り候先例には無之候得共、格別数ヶ所にて忍入の盗いたし候ものに付、猶例相糺候処、別紙書抜例の通、御仕置当区にて、御仕置附に、榊原主計頭申上候清之助近例に有之、同人御仕置当、評議の砌、一座存寄一決不仕、寺社奉行・町奉行にては、清之助盜ヶ所の内、武家屋敷四ヶ所へ這入候得共、格別手重の場所へ忍入候儀にも無之上は、右の廉を以、一般に御仕置重り候筋無之、御定と例と御咎の品、一事両様に候はゞ、御定の方相用可申、并御定より少し品有之例を以相伺候様にては、御定消候筋に相成候間、右の処、心を付、不紛様可相心得旨、宝曆度の御書付も有之候儀に付、五度以上忍込の御定、并書抜例の内、牛之助・平蔵に見合、筒井伊賀守伺の通、引廻の上死罪可申付処、病死いたし候趣、追て申上候に付、其旨可存段、一件のもの共へ申渡と申上、御勘定奉行は書抜例の内、勇吉・新助并盜賊御仕置の儀に付、寛政五丑年被仰渡候御書付に、事実において功成仕形、其外〆りを明、入候盗人よりも不届の所業有之分は、其訳御仕置附いたし可申上、〆り有無に拘り、御仕置附有之候様に成行候ては、御定にも振れ、如何に付、以来は専事実相当の例を以御仕置可申付との御趣意も有之候間、引廻の上、獄門可申付処、病死いたし候趣、追て申上候に付、其旨可存段、一件のもの共へ申渡と申上候処、存命に候得ば、引廻の上、死罪と被差図有之候儀にて、右例の清之助も盜ヶ所、金高等多分には候得共、一躰の始末、同人に見合、相当

⑥下

とも難申候間、再心勘弁評議仕候処、前書例の新助儀、御仕置附は焼失いたし難相分候得共、異名いなば小僧と申程の大賊に有之、尤今般の次郎吉も

鼠小僧と異名をも受、兼々世上にて

広く風聞も仕候程の不一ト通大賊に有之

以上は、右新助に見合候ても、品重くとも、

軽くとは難申候間、前書盜賊御仕置の

儀に付、寛政五丑年の御書付、并例の

新助をも見合、主計頭申上候通、以来の

取締にも相成候間、伺の通、引廻の上

獄門

(朱書) 評議の通済

(例書 省略)

⑦上

史料D 盗取金銀日記 (鼠小僧 風聞)

(前略)

金高無之分、右拾頭御大名御留守居衆、御懸り御番

所様にて紛失無之由、絶て申上候間、御聞済に相成、此

分、御差構無御座候、右当人、盗取候には相違無之、尤

皆大金也、上を恐れて是を略すもの也、金高印し

有之分は皆一同御懸り御番所御白洲において、右治郎

吉、御留守居衆不殘突合の上、盜被取候相違無之

明白に相分り申候、右鼠小僧次郎吉事、生国御当地

新和泉町家主彦右衛門店罷有、堺町中村勘三郎

芝居表木戸小頭役勤候定治郎と申者の^{せがれ}筋にて

御座候、十四才の時、初奉公に神田紺屋町式丁目箱

職人へ奉公に致候、それより勝負事に心をゆだね、爰

にもしんぼう出来兼、夫よりへつつい^{河岸}がし、横町^下

伊三郎店へ箱屋勝次郎方へ手間日雇致し居り

候自(時)分より、ばくえき^{博奕}にこりかたまり、其後親定

治郎方に居り候所、土屋相模守様御屋敷御隠居様

御居間へ忍入、御近習の衆に見咎られ、すでに差出

しに相成べくの所、御仁恵をもつて有難も御隠

居様御手づから金子拾両被下、尤召捕られ候時、「^由人

の母、長々の煩に付、まことになんじう^法のよし、不斗

⑦下

ひんくの出来ころ、我一命はさらく惜く候は

じ、私義命おはらば定めし母も命終るべし」

などと、まことしやかに^歎なげきしゆへ、右様命介ける

うへ、金子まで被下候所、かへつてよき事と心得、猶々

我俣に身持ほ^放らつにて罷在候処、式十五才の三月

天に口なし、人を以て云はするとかや、誰ゆふとなく

土屋家の事、ふうぶん^{風聞}に相成、御下知にて北御番所

様へ召捕られ、すでに御仕置にも相成べく所、

御上御法事有之、百た^放きの上、中つ^放いほう、入

墨にて、呉服橋外よりおいは^払られ、其後親

元へ引取、半年ばかり懸り、心願有之と金比

羅へ参り、夫よりばくえき^{博奕}を渡世と致し、銀

張、長(丁)半大勝負いたし、誠に負るも勝も器用

にて、生れ付とは云ながら、悪銭につよく、たとへば

十両か^勝つても、式十両かちしと云候、十両^負まけても

五十両^負まけたといふ、其上ま^勝けかちによらず、負て

はだかのもの、或はおか引旦那方御供、とうらく^業物持

金銀おします、人を見て夫々へくれつかはし、又は人によりて衣類、又は吉原、岡場所遊所屋にておごり、人に金銀をかし、又はおごりながら上手をつかひせしゆへ、次郎吉ならではと、人々一同に

⑧上

ゆふ、誰となく大将く〜と猫も杓しも、仇名にゆふとかや、ひんきつの人、又は悪病にてとぶじへゆく、伊勢参りなど、しらぬ人にて、金銀おします遣し、

とふく〜天の網には遁ぬ者として、所も元おのれがすみなれし大坂町は、まがりとして松平宮内少輔様の御屋敷へ、ころも天保三年五月四日夜、御殿へ忍入、御しん所へと心がけ、拔足さし足運命つき

し事なれば、近習衆に見咎られ、「夫と〜」と声々に一同拔身籠にておい廻されけれ

ども、しのびにしゅれんの鼠小僧、長局の庇よりひらりと屋根へ飛のり、書院の屋根まで逃のびしが、いかかはしたりけん、鼠のごとき、いかなる処もおそれず、かけ廻る小僧なれども、五躰

すくんですこしもはたらけず、あまりふしぎと大屋根の破風下に、はとのす泊宿とする大箱

ありける、その中に漸々の事にてはいれかくれて居たりしが、大勢の人々、てんでに鑓刀を引さげて、かの箱目かけ、既にこふよとみえしゆへ、鼠

小僧声をかけ、「最早のがれぬ我命、しびの間の御あづけ被下べし、何卒御願には、御屋敷様より

⑧下

御差出し相成、御奉行所様の御仕置に相成度候へば是迄盗賊致、盗取金銀にて御懸り御役人衆、定めし無異のさいなんうけ、押込、或は腹切て死せし人も有よし、今に紛失の金銀ゆへ、日かげもの多し、左あらば、御奉行所にて不残白状いたし、つみなき人を世に出し度との願に任せ、七日差出に相成候、御し

らべ中、右の通、金銀盗日記を出し、御吟味も相済、左の通御仕置仰付る者也、長さ弐間、弐本足棒一寸板、人足四人持

異名 鼠小僧
入墨 治郎吉
辰三十七才

此者義、先年不届義有之、入墨致し有之処、猶又武家方へ忍入、金千三百廿吉両、銭九貫文盗取右は不残遣捨候間、重々不届至極に付、町中引廻しの上、浅草に於てごく門に行ふ者也

辰八月十九日

引廻しの節、次郎吉衣類、上着紺ちぢみ、下白かたびら、帯八反織、手甲きやはん、白ねり、馬へ乗てより、少しもわるびれず、目をとじ、妙法の題目をしんびやうにごくじゆす、誠に見物ぐんじゆす、見る人涙を流し、袖をしぼる